

平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(JASDAQ・コード2724)
問い合わせ先 専務取締役 野瀬 有孝
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 23 年 8 月 22 日「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟について、係争中でありましたが、下記のとおり、平成 25 年 6 月 25 日に判決言い渡しを受け、本日、当社の代理人が送達状を受領し、当社が内容を確認いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

平成 23 年 8 月 22 日「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました通り、当社の認識していない保証債務 6 億 7998 万 3311 円について、原告リカーショップ株式会社（旧商号：インターサービス株式会社）より保証債務履行請求の訴えを提起されたものであります。当社は、約 2 年間にわたり本件保証債務は当社の取締役会にて決議されておらず、本件保証債務履行請求の理由は存在しない旨を中心に主張してまいりましたが、平成 25 年 6 月 25 日、保証債務額 6 億 7971 万 6962 円及びこれに対する平成 20 年 11 月 8 日から支払済みまで年 15%の割合による金員（本日現在では合計するとおおよそ 11 億 5200 万円）を支払えとの判決が言渡され、平成 25 年 6 月 27 日に当社の代理人が送達状を受領し、当社が内容の確認をいたしました。

2. 判決言渡のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 25 年 6 月 25 日（送達状の受領日 平成 25 年 6 月 27 日）
事件番号 平成 23 年（ワ）第 26724 号 保証債務履行事件

3. 判決の概要

- 1 被告は、原告に対し、6 億 7971 万 6962 円及びこれに対する平成 20 年 11 月 8 日から支払済みまで年 15%の割合による金員を支払え。
- 2 原告はその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを 3000 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

今回の判決は到底承服しがたいものでありますので、東京高等裁判所への控訴を行い、本判決の不当性を主張していくことを考えております。

原告側から、当該判決金額について原告側としても当社が支払える額ではないと判断し、支払額の上限を 3 億 5 千万円として、支払いについての協議を行いたいとの申し出がなされております。

現時点では、平成 25 年 3 月期有価証券報告書を未提出であり、当該報告書に判決の内容が影響を及ぼすかどうか及び当社の業績に与える影響について、現在、会計監査人と協議中であります。平成 25 年 5 月 28 日開示「平成 25 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」において、有価証券報告書提出予定日を本日としておりましたが、協議が済み次第速やかに有価証券報告書を関東財務局長に提出いたします。

当該判決の内容を踏まえ、主債務者に対し判決額と同額の請求を行うための準備を行ってまいります。また、会社の取締役会を経ずに公正証書作成を行った元代表取締役社長西村幸浩は責任を逃れられる立場ではないことから責任の追及を行ってまいります。

以 上